神戸市垂水区社会福祉協議会 福祉体験グッズ、地域活動支援グッズ、子育て支援グッズ貸出要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、神戸市垂水区社会福祉協議会(以下「本会」という)が所有する福祉体験グッズ、地域活動支援グッズ、子育て支援グッズの貸出について必要な事項を定め、貸出グッズの円滑な貸出と、福祉教育や地域活動の活性化を図り、垂水区内(以下「区内」という)の地域福祉の向上を目的とする。

(貸出グッズ)

第2条 この要綱に基づき貸し出す各グッズは以下のとおりとする。

- 1 福祉体験グッズ
 - (1) 高齢者疑似体験セット
 - (2) アイマスク
 - (3) 簡易点字板
 - (4) 白杖
 - (5) 車いす
- 2 地域活動支援グッズ
 - (1) DVDプロジェクター
 - (2) スクリーン
 - (3) プロジェクター
 - (4) ワイヤレスアンプ
 - (5) コミュニケーション麻雀
- 3 子育て支援グッズ
 - (1) パネルシアター
 - (2) パネルシアター台
 - (3) エプロンシアター
 - (4) 大型絵本
 - (5) 大型紙芝居
 - (6) 作務衣

(貸出対象者)

第3条 前条の貸出グッズを貸し出す対象者は次の各号による。

- 1 福祉体験グッズ
 - (1) 区内の小学校、中学校、高等学校、養護学校及び特別支援学校(以下、「学校」という)
 - (2) 区内のふれあいのまちづくり協議会、自治会、婦人会、民生委員児童委員協議会等の地域団体
 - (3) 本会ボランティアセンターに登録しているボランティア
 - (4) 区内の官公署

- (5) 区内のあんしんすこやかセンター
- (6) その他理事長が必要と認めた者
- 2 地域活動支援グッズ
 - (1) 区内のふれあいのまちづくり協議会、自治会、婦人会、民生委員児童委員協議会等の地域団体
 - (2) 区内のあんしんすこやかセンター
 - (3) 本会ボランティアセンターに登録しているボランティア
 - (4) 垂水区自立支援協議会加盟団体
 - (5) 区内に拠点がある障害者団体等の互助団体
 - (6) 区内の官公署
 - (7) その他理事長が必要と認めた者
- 3 子育て支援グッズ
 - (1) 区内で活動する子育てサークルのうちこども家庭支援課に登録している団体
 - (2) 本会ボランティアセンターに登録のボランティア
 - (3) 区内児童館及び学童保育コーナー (西脇こどもひろばを含む)
 - (4) 区内のふれあいのまちづくり協議会、自治会、婦人会、民生委員児童委員協議会等の地域団体
 - (5) 区内のあんしんすこやかセンター
 - (6) その他理事長が必要と認めた者

(使用目的)

- 第4条 第2条に定める貸出グッズの使用目的は、それぞれ以下のとおりとし、これ以外の目的での使用は認めない。
 - (1) 第2条第1項の福祉体験グッズ

高齢や身体障害により起こり得る身体能力の変化を理解し、高齢者や障害者への思いやりの心を育てる体験学習(ただし、学習者から費用を徴収するヘルパー講座等の場合は次条第2項の例による)のため。

- (2) 同条第2項の地域活動支援グッズ 地域福祉を推進する行事等のため。
- (3) 同条第3項の子育て支援グッズ 地域の子育て支援のため。

(利用料金)

- 第5条 第3条に定める者(ただし、第3条第1項第6号、同条第2項第7号及び同条第3項第6号に 該当する者を除く)が第4条各号の目的で使用する場合の貸出は無償とする。
- 2 第3条第1項第6号、同条第2項第7号及び同条第3項第6号に該当する者が貸出を受ける場合は 有償とし、別表に定める料金を徴収する。
- 3 第3条第1項第5号が第4条第1号に定める目的以外で使用する場合の貸出については、有償・無償を本会で判断する。

(申請)

- 第6条 貸出を受けようとする者は、別に定める貸出申請書を、グッズを使用しようとする初日の3カ 月前から本会に提出することができる。
- 2 福祉体験グッズの貸出を受けようとする者が学校であるときは、グッズを使用しようとする初日の 1年前から本会に提出することができる。

(期間)

- 第7条 貸出期間は、5 開庁日以内とし、これにより難いときは、申請者は事前にその理由を付して貸出期間の延長を申請し、理事長は必要な限度で貸出期間の延長を認めることができる。
- 2 貸出を受けた者が、事前に延長の申請を行わず、貸出期間の最終日にグッズを返却しなかったときは、貸出を受けた者は、貸出期間の最終日の翌日から返却した日までの日数に応じて当会に違約金を支払わなければならない。違約金の額は、有償貸出について定めた別表料金表の一日あたり延滞料金を準用する。
- 3 前項の違約金は違約罰であり、第12条に定める弁償の一部とはしない。

(貸出の決定)

第8条 本会は第6条の申請書が提出されたときは、本会備付の貸出簿を確認のうえ、貸出の可否を速 やかに申請者に伝える。

(貸出および返却)

- 第9条 貸出を受ける者は、貸出時と返却時に本会職員立会のうえ、貸出グッズの状態を確認しなければならない。
- 2 貸出を受ける者は、貸出グッズを丁寧に取り扱い、貸出期間内に返却しなければならない。

(貸出および返却の受付時間)

第10条 前条の手続きは、本会または保管場所の業務時間内に行う。

(転貸の禁止)

第11条 貸出を受けた者は、貸出グッズを他人に転貸してはならない。

(事故の予防等)

第12条 貸出を受けた者は、貸出グッズの使用方法を守り事故のないように努めなければならない。

(弁償)

- 第13条 貸出を受けた者が、貸出グッズを紛失または破損したときは、速やかにその旨を本会に申し 出たうえで、本会の指示するところにより、現品又は相当の代金で弁償しなければならない。
- 2 貸出を受けたものが貸出グッズを返却しないとき、本会は一定の期間を定めて返却を催告し、貸出

を受けた者がなお返却をしないときは、貸出グッズを紛失したものとみなし、前項の規定を準用する。

附 則

この要綱は、平成25年7月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月30日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月5日から施行する。